

亀山市公告第 8 1 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定により、健全化判断比率を次のとおり公表する。

平成 3 0 年 9 月 2 8 日

亀山市長 櫻 井 義 之

平成 2 9 年度決算に基づく健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
- (1 2 . 9 6)	- (1 7 . 9 6)	1 . 4 (2 5 . 0)	- (3 5 0 . 0)

- 1 表中の括弧内の数値は、亀山市に適用される早期健全化基準である。
- 2 表中の「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」における「-」の記号は赤字となっていないことを表示しており、「将来負担比率」における「-」の記号は算定されないことを表示している。